

病 院 案 内

R7.8.1 現在

1 医療機関の指定について

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 保険医療機関 | ② 労災保険指定医療機関 |
| ③ 指定自立支援医療機関（精神通院医療） | ④ 生活保護法指定医療機関 |
| ⑤ 心身喪失者等医療観察法指定通院医療機関 | ⑥ 応急入院指定病院 |
| ⑦ 特定病院 | ⑧ 広域救護病院 |
| ⑨ 依存症専門医療機関（アルコール） | ⑩ 難病医療指定医療機関 |
| ⑪ 指定小児慢性特定疾病医療機関 | ⑫ 難病医療協力病院 |
| ⑬ 出入国管理及び難民認定法に基づく指定医 | ⑭ 船員法指定医 |
| ⑮ 災害拠点精神科病院 | |

2 厚生労働大臣が定める施設基準について

当院は、次の施設基準について、四国厚生支局へ届出を行い、受理されている保険医療機関です。

1) 基本診療料

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 初診料（歯科）の注1に掲げる基準 | |
| ② 精神病棟入院基本料15対1 | |
| ○ 看護配置加算：看護師比率70%以上 | ○ 看護補助加算：30対1 |
| ③ 救急医療管理加算 | ④ 診療録管理体制加算3 |
| ⑤ 医師事務作業補助体制加算2 | ⑥ 精神科応急入院施設管理加算 |
| ⑦ 精神病棟入院時医学管理加算 | ⑧ 精神科身体合併症管理加算 |
| ⑨ 依存症入院医療管理加算 | ⑩ 医療安全対策加算2 |
| ⑪ 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算 | ⑫ 精神科急性期医師配置加算 |
| ⑬ 精神科急性期治療病棟入院料1 | |

2) 特掲診療料

- | | | |
|--|----------------------|---------------|
| ① こころの連携指導料Ⅱ | ② 薬剤管理指導料 | ③ 検体検査管理加算(Ⅰ) |
| ④ 検体検査管理加算Ⅱ | ⑤ CT撮影及びMRI撮影 | ⑥ 療養生活継続支援加算 |
| ⑦ 早期診療体制充実加算 | ⑧ 依存症集団療法3（アルコール依存症） | |
| ⑨ 精神科作業療法 | ⑩ 精神科ショート・ケア「小規模なもの」 | |
| ⑪ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」 | ⑫ 医療保護入院等診療料 | |
| ⑬ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。） | | |
| ⑭ CAD/CAM冠 | ⑮ クラウン・ブリッジ維持管理料 | |
| ⑯ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） | | |
| ⑰ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） | ⑱ 入院ベースアップ評価料56 | |

3 入院基本料について

当院は、厚生労働大臣の定める精神病棟15対1入院基本料の施設基準による看護を行っており、平均して入院患者様15人に対して1人以上の看護職員が勤務しています。患者様の負担による付き添い看護は行っていません。

4 特別療養環境（有料個室）の提供について

当院には、下記のとおり有料の個室があります。

区 分	使 用 料	該当病棟病室	区 分	使 用 料	該当病棟病室
1人室B室 (5室)	1,430円	2病棟 201号 4病棟 401号 4病棟 407号 4病棟 408号 4病棟 413号	2人室A室 (4室)	660円	4病棟 402号 4病棟 403号 4病棟 404号 4病棟 405号

厚生労働大臣が定める揭示事項について

1 入院基本料に関する事項

1 病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

8時30分 ～ 17時15分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 8人以内です
17時15分 ～ 0時30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 25人以内です
0時30分 ～ 8時30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 25人以内です

2 病棟では、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

8時30分 ～ 17時15分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 9人以内です
17時15分 ～ 0時30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 27人以内です
0時30分 ～ 8時30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 27人以内です

4 病棟では、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

8時30分 ～ 17時15分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 9人以内です
17時15分 ～ 0時30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 26人以内です
0時30分 ～ 8時30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 26人以内です

2 入院時食事療養（Ⅰ）について

当院は、厚生労働大臣の定める入院時食事療養（Ⅰ）の基準による食事の提供を行っています。管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

3 明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

4 保険外負担及び保険外併用療養費(選定療養)に関する事項

当院では、治療費以外に下記事項の費用について、患者さまが必要とする場合はご負担いただいております。

項 目			項 目			単 位			税込料金 (円)											
文書手数料						障害者自立支援法に関する主治医意見書														
健康診断書			1部につき			2, 200			新規申請 (入院患者)			1部につき			4, 400					
普通診断書			1部につき			2, 200			" (入院患者以外)			1部につき			5, 500					
通院公費負担申請用診断書			1部につき			2, 200			継続申請 (入院患者)			1部につき			3, 300					
特別診断書						" (入院患者以外)			1部につき			4, 400								
・身体障害に関する診断書			1部につき			3, 300			病室使用料 1日						1, 430					
・厚生年金に関する診断書			1部につき			5, 500														
・国民年金に関する診断書																				
・障害年金診断書																				
・精神障害保健福祉手帳用診断書																				
・簡易保険診断書																				
・生命保険・傷害保険に関する診断書																				
・保険関係面談料 (面談時)																				
・保険関係照会書回答																				
・自動車損害賠償責任保険に関する後遺症害診断書																				
・訴訟等関係診断書																				
・その他の特別診断書																				
死亡診断書			1部につき			3, 300			容器代			容 器			30ml～500ml			55		
死体 (胎) 検案書			1部につき			5, 500						軟 膏			50g～100g			33		
診療報酬明細書			1部につき			3, 300														
介護保険に関する主治医意見書									訪問診療・訪問看護交通費			丸亀市・宇多津町			1回につき			300		
新規申請 (入院患者)			1部につき			4, 400						上記を除く地域			1回につき			500		
" (入院患者以外)																				
継続申請 (入院患者)																				
" (入院患者以外)																				
主治医意見書 (医師の診断を必要とするもの)									診察カード再発行手数料			カード			1 枚			100		
・主治医推薦書			1部につき			2, 200			死後処置料						1 式			5, 500		
・医療照会書兼回答書																				
・就労可能証明書																				
・施設等申込証明書等																				
各種証明・意見書 (記載内容が複雑なもの)									C D (C T ・ X 線撮影等の画像) コピー料			(C D)			1 枚			330		
・成年後見用診断書			1部につき			3, 300			フィルムコピー料			(C R 半切)			1 枚目			996		
・発病及び初診日に関する証明書									(C R 大角)			"			954					
・受診状況等証明書									(C R 大四ツ切)			"			953					
・警察等の問合せ証明書等									(C R B 4)			"			913					
									(C R 四ツ切)			"			896					
									(C R 六ツ切)			"			878					
									(C R 半切)			2 枚目以降			622					
									(C R 大角)			"			580					
									(C R 大四ツ切)			"			579					
									(C R B 4)			"			539					
									(C R 四ツ切)			"			522					
									(C R 六ツ切)			"			504					
各種証明・意見書 (記載内容が複雑でないもの)									診療情報等の提供に係る複写料			A 3 判を超えないもの			1 枚につき			10		
・通院証明書			1部につき			1, 100			A 3 判を超えるもの			1 枚につき			※					
・事実証明書 (簡易保険入院事情)									※ 1 枚につき10円に A 3 による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額											
・領収済証明書									病院内洗濯機使用料			1ヶ月当たり			1, 100					
・アテント証明書												15日以内			550					
・埋葬料証明書									洗濯物病院取扱手数料			1ヶ月当たり			9, 900					
・入院見舞金請求書												15日以内			4, 950					
・傷病見舞金請求書									入院患者日用品費負担金						1 日当たり			10		
・傷病休業証明書																				
・在宅障害者介護見舞金支給申請書 (更新)																				
・介護機器レンタル料助成申込所見書																				
・自動車税免税書類																				
・市営住宅入居意見書等																				
・その他の簡易な証明書・意見書																				
健康診断料																				
・普通健康診断料			1回につき			初診料相当額に100分の110を乗じて得た金額														
・学校教育法の規定による学校の学生、生徒、児童等			1回につき			普通健康診断料の半額														
各種検査を行った場合						診療報酬の算定方法により積算した金額に100分の110を乗じて得た金額														
レントゲン診断を行った場合						診療報酬の算定方法により積算した金額に100分の110を乗じて得た金額														

長期収載品の処方等又は調剤について

- ・長期収載品（価格差のある後発医薬品が存在する、先発医薬品）の処方において、
 - ①医療上必要があると認められる場合は、従来どおり保険給付の対象となります。
 - ②患者さまがあえて高額な長期収載品を希望する場合は、選定療養の対象となります。
- ・②の場合、長期収載品から後発医薬品の薬価を差し引いた価格の4分の1相当における料金を特別の料金としてお支払いいただきます。なお特別の料金は消費税の課税対象です。

施設基準で定められている掲示事項

医療情報取得加算の施設基準に関する掲示

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

歯科点数表の初診料注1の施設基準に関する掲示

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

処方箋料の一般名処方加算に係る掲示

当院では、円滑にお薬が受け取れるように、後発医薬品のある医薬品について、一般名処方（お薬をメーカーを問わずに記載すること）を行っております。一般名での処方について、ご不明点がある場合は、いつでも医師や薬剤師にご相談ください。